

障害者施策推進協議会法令関係

さいたま市障害者施策推進協議会条例..... 1 ページ

《参考》障害者基本法抜粋..... 3 ページ

条例検討委員会実施要領及び委員名簿..... 4 ページ

さいたま市障害者施策推進協議会条例

平成15年3月14日

条例 第 17 号

改正 平成16年10月20日条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第3項の規定に基づき、さいたま市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験を有する者

(3) 障害者

(4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

(5) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、職を離れるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）第2条の規定の施行の日から施行する。

《参考：障害者基本法抜粋》

(地方障害者施策推進協議会)

第 26 条 都道府県(地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 都道府県障害者計画に関し、第 9 条第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - 2 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
 - 3 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
 - 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4、5 省略

(障害者基本計画等)

第 9 条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

6 ~ 9 省略

条例検討専門委員会実施要領

1. 名 称 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例検討専門委員会

2. 開催日時 毎月第3火曜日 19:30～21:00(公開)
(事前準備会) 随時

3. 開催場所 浦和コミュニティセンター第6集会室

3. 内 容 条例制定に関する事項を調査する

4. 任 期 平成21年11月10日～平成22年9月30日

5. 名 簿

(順不同、敬称略)

選出分野	所属及び職名	氏 名	備考
学識経験者	埼玉大学教育学部准教授	むねざわ ただお 宗澤 忠雄	推進協
学識経験者	日本社会事業大学准教授	ひらの まさあき 平野 方紹	新規
医師	与野医師会	すずき ひとし 鈴木 仁史	新規
弁護士	埼玉弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター	しばの かずよし 柴野 和善	新規
商工	埼玉トヨペット株式会社	わたなべ しんいち 渡辺 新一	新規
福祉事業者	社会福祉法人鴻沼福祉会常務理事	さいとう なをこ 斎藤 なを子	推進協
福祉事業者	社団法人やどかりの里常務理事	ますだ かずよ 増田 一世	推進協
当事者の家族	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター	のべ あきこ 野辺 明子	新規
公募・当事者	日立化成工業株式会社(公募委員)	しまがき きんや 嶋垣 謹哉	推進協
教育委員会	指導2課主任指導主事特別支援教育係長	たまい やすひと 玉井 康仁	新規

計10人